

中央公民館の使用人数制限解除及びマスクの着用について

令和5年3月 生涯学習課（中央公民館）

問い合わせ 0557-86-6578

新型コロナの感染症法上の位置づけについて、政府の対策本部は、5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定したことから、令和5年4月1日（土）より現在の使用人数上限を解除し、下記のとおり従前の定員数とします。

【制限解除実施日】 令和5年4月1日（土）

【各公民館の貸出施設の使用人数】

※多目的会議室は、椅子が用意できる人数となっております

	階	室名	従前の定員	当初開始の使用人数上限 (R2.6~)	現在の使用人数上限 (R3.12~)
中央公民館	4F	調理実習室	—	12人+1人（講師）	18人+1人（講師）
		栄養指導室（40畳）	—	12人+1人（講師）	18人+1名（講師）
	6F	和室1（8畳）	—	4人	6人
		和室2（8畳）	—	4人	6人
		第1会議室	20人	10人	16人
		視聴覚室	60人	12人+1人（講師）	18人+1人（講師）
	7F	多目的会議室	100人	20人	50人
		第2会議室	10人	5人	6人

【公民館使用上の感染対策について】

- ・人と人との間隔を確保し、密集・密接が発生しないよう留意する。
- ・机・椅子の配置等については責任者の判断とし、密集・密接が発生しないよう留意する。
- ・会話や発声を行う場合は、十分な間隔を確保する。
- ・調理実習の際、飲食する場合には、引き続き黙食、対面にならないよう一方向を向いて座る、距離をとる、回し飲みや食器の使いまわしをしない等の感染対策をする。
- ・使用責任者は、利用者の体調を確認するとともに、発熱、咳等の症状が見られる者がいる場合は、出席を見合わせるよう指導する。（1階エレベータ横に検温器設置）
- ・アルコール消毒液は、各部屋に設置しておくので適宜消毒をする。
- ・使用中は、適宜換気を行う。

【マスクの着用について】

2月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」及び基本的対処方針の一部変更において、感染防止策としてのマスク着用の考え方を見直しがなされ、令和5年3月13日から適用する。

「マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など一定の場合にはマスクの着用を推奨する。」

- ・高齢者や重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的である。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を推奨する。
- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」は行う。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

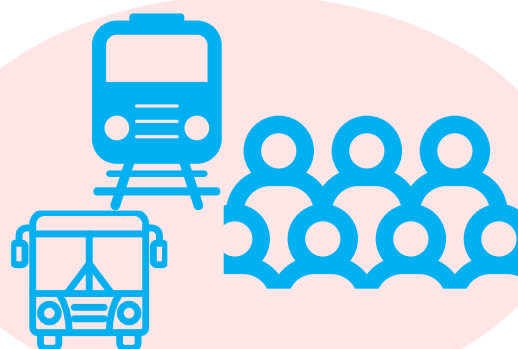
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります